東京弁護士会

新型コロナ関連のトラブルは

東京弁護士会の 災害時ADR をご活用ください

裁判外紛争解決手続

※災害時ADRで取り扱い可能な紛争の例です。これら以外の事案も幅広く取り扱っています。

災害時ADRとは　※ADR：Alternative Dispute Resolution

新型コロナウイルス感染症に関連して発生したトラブルについて、中立の立場の弁護士が間に入って当事者間の話し合いを行い、早期解決（おおむね2ヶ月以内）を目指す手続です。 ※オンラインによる話し合いも可能です。

費用

申立手数料は無料です。成立手数料は、通常時の半額に設定しています。

詳細・お問合せは…

http://www.toben.or.jp/bengoshi/adr/saigai.html

〒100－0013 東京都千代田区霞が関1－1－3 弁護士会館6階
東京弁護士会 紛争解決センター
電話 03－3581－0031（受付時間 平日10:00～12:00 13:00～16:00）